

○ 政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構の有償資金協力や国際協力銀行による支援については、開発途上国の経済発展を支援しつつ、我が国のパッケージ型インフラの海外展開を推進していく観点からも、重点的に取り組んでいきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第179回国会 総理大臣所信表明演説

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第180回国会 財務大臣財政演説

円高への総合的対応策（平成23年10月21日閣議決定）

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 6-2-2：有償資金協力（国際協力機構）、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

4. 平成24年度の事務運営の報告

施策 6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用

[平成24年度実施計画]

我が国は、ミレニアム開発目標やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を含め、安定的な経済社会の発展に資するための国際的な協力を積極的に推進しており、平成22年9月に開催されたミレニアム開発目標国連首脳会合では、教育及び保健の分野において平成23年からの5年間で合計85億ドルの支援を行う「菅コミットメント」を発表したところです。一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、これまで以上に戦略的实施や開発効果の向上等に努めて行くことが課題となっており、行政刷新会議や行政事業レビューにおいても、ODAについては一層の効率化を図ることが求められました。

また、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応えるべく、日本企業の海外でのビジネス展開を支援する観点も重要です。こうした点を踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、国別援助計画の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行の機能強化等を進めてきたところであり、今後も引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

① 有償資金協力、技術協力、無償資金協力の連携による二国間ODAの一層の効率的・

戦略的实施

ミレニアム開発目標の達成等に向け、ODAによる積極的な貢献が求められる一方、現下の我が国の厳しい財政状況等を踏まえ、二国間ODAの一層の効率的・戦略的实施が求められています。こうした観点から、我が国は、アジアのみならず中南米やアフリカ等へのODAの供与にあたり、国際開発金融機関（Multilateral Development Banks:MDBs）との連携を深めつつ、有償資金協力、技術協力、無償資金協力という3つの援助手法を有機的に活用するため、ベトナム等円借款の主な供与国と経済協力政策協議を行い、関係省庁間の密接な連携を図るなど、二国間ODAの更なる効率的・戦略的实施に取り組んできました。

② MDBsと我が国ODA関係機関との政策対話の実施

ODAの効果や効率性を高めるには、国内の関係機関だけではなく、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）等のMDBsとの協調が重要です。そうした観点から、特定の国や地域等をテーマとして、MDBsと我が国ODA関係機関が集まり、政策対話を実施しました。

<平成24年度に実施された世界銀行、ADBとの主な政策対話の実績>

イ 世界銀行アフリカ局との政策対話（平成25年2月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：世界銀行の南アジア地域戦略、アフリカにおける民間セクター支援等

ロ 世界銀行東アジア局との政策対話（平成25年2月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：世界銀行の東アジア地域戦略、東アジア地域における防災の主流化

ハ 世界銀行南アジア局との政策対話（平成25年3月）

参加者：世界銀行、アジア開発銀行、財務省、外務省、国際協力機構

議題：世界銀行の南アジア地域戦略、世界銀行と日本との協力等

ニ アジア開発銀行とのハイレベル政策対話（平成25年2月）

参加者：アジア開発銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：アジア開発銀行のアジア・太平洋地域開発への貢献、アジア開発銀行と日本との協力等

③ NGOや民間企業等との連携

途上国の開発を進めるに当たっては、NGOの果たす役割も重要です。財務省は、NGOと定期的な協議会の場を設けており、平成24年度は3回開催しました。

途上国の開発を進めるためには、公的セクターだけでなく、開発に寄与する経済活動を行う民間セクターの関与を促していくことが重要です。

⑥ 施策 6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構）、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

[平成24年度実施計画]

財務省は、有償資金協力や国際協力銀行業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）等にも盛り込まれている当該施策を重点施策として設定しており、具体的には以下に取り組んでいきます。

① 有償資金協力（国際協力機構）

開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。一方、円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFを始めとする国際金融機関の知見も活用しつつ、途上国の財政や国際収支の状況を分析するなど、債務の持続可能性に目を配るとともに、世銀を始めとする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いるなど、援助効果の向上に努めており、こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別援助方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画しています。

平成24年度においては、アジア地域を中心に供与を行っていくとともに、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブであるEPSA（Enhanced Private Sector Assistance for Africa）を活用したアフリカ支援を含め、引き続き、国際開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていきます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

また、国際協力機構の海外投融資について、「新成長戦略実現2011」を踏まえ、財務省としても、具体的案件の実施を通じて、①新実施体制の検証・改善、②案件選択ルールの方策を行う「パイロットアプローチ」の実施に引き続き取り組んでいきます。

② 国際協力銀行業務

国際協力銀行（JBIC）業務については、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めていきます。

平成23年春には、「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等、JBICに期待される新たな役割に対応するため、「株式会社国際協力銀行法」が制定されました。これを受け、平成24年4月、JBICは日本政策金融公庫から分離して新たな組織となり、業務機能も強化される予定であるところ、「日本再生の基本戦略」に盛り込まれているパッケージ型インフラ海外展開の拡充等、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われることが期待されます。

また、円高のメリットを最大限活用して、我が国の産業競争力を伸ばし、国富を増大させるべきとの観点から、平成23年8月、外為特会のドル資金をJBICを経由して活用する「円高対応緊急ファシリティ」を創設しました。これは、海外企業の買収や資源・エネルギーの確保などを積極的に支援することを目的としており、本ファシリティを通じ、長期的な国富の増大等につながるよう、引き続き取り組んでいきます。

この他、JBICは、平成21年に、国際金融市場の混乱のため一時的に外国債の発行が困難となった途上国に対する支援として設立したサムライ債発行支援ファシリティについて、平成22年4月には同ファシリティを発展・強化させ、海外発行体の東京市場への呼び込み・定着、日本の投資家の投資機会拡大に寄与し、ひいては東京市場の活性化をはかる新規サムライ債発行支援ファシリティを設立しました。これまで、インドネシア、フィリピン、コロンビア、メキシコ、パナマ、インド（輸出入銀行）、トルコ、ウルグアイといった途上国政府が同ファシリティを活用してサムライ債を発行しました。引き続き、途上国政府等のサムライ債発行支援を推進し、我が国のサムライ債市場の活性化等に貢献します。

③ 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、その広範な情報網を活用し現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができるなどの長所があります。また、貧困削減や成長といった中核的役割を引き続き担うことに加え、世界経済・金融危機のような緊急課題や、気候変動、食糧安全保障などグローバルな課題への対応が求められる中、MDBsの重要性はますます高まっています。

財務省はこのようなMDBsの長所や重要性を十分認識し、世界経済・金融危機対応において、G20諸国との協調により、MDBsの融資等の拡大を通じて途上国や世界の貧困層が蒙る危機の

影響を軽減させ、世界銀行グループ所属機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会）を始めとするMDBsの改革や増資に合意するなど、その活動に積極的に関与・貢献しております。MDBsの増資に必要な国内措置として、世界銀行グループについては加盟措置法の改正案が平成23年3月に国会で可決され、各機関について所要の予算措置を講じて対応をしています。また、平成24年10月に東京において開催されるIMF・世界銀行年次総会において、積極的に知的貢献を行います。さらに、平成23年9月に開始された、アジアの最貧国向けの無償支援や長期で低金利の融資を行う基金であるアジア開発基金（ADF）の第11次交渉の議論に積極的に参加し、アジア地域の発展に貢献して参ります。

今後も、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させ、また、引き続き、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。以上の取組を推進していく観点から、開発問題研究会を開催し、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ開発援助政策の立案に活かすとともに、政策協議の場を活用し、MDBsとの意見交換・議論を活発に行ってまいります。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

④ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

平成21年12月に開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）で取りまとめられた「コペンハーゲン合意」を踏まえ、我が国は、平成24年までの約3年間に、官民合計で1兆7,500億円規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」を着実に実施しているところです。特に、財務省は、気候変動対策円借款やJBICを通じて、開発途上国の気候変動対策を積極的に支援しています。

平成23年11月から12月にかけて開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）では、温室効果ガスの排出量削減に関する将来の枠組みについて検討を行う「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、新たな枠組みへの合意を形成する道筋がつけられました。こうした中、平成22年11月から12月にかけて開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）に関して、GCFの基本設計文書が合意され、今後理事会を立ち上げGCFの詳細設計について議論することが決定されました。

また、我が国は、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）においても主要な拠出国となっています。我が国としては、これらの気候変動対策の議論に、引き続き積極的に参画していきます。

[事務運営の報告]

① 有償資金協力（国際協力機構）、国際協力銀行業務

開発途上国に対して、ODA資金として、長期・低利の固定金利により、開発に要する資金を提供する円借款に関しては、無償資金協力・技術協力と共に、独立行政法人国際協力機構（JICA）の下において、一元的に実施されており、援助効果の促進に努めています。また、国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めているところです。

イ 円借款業務

平成24年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で1兆2,265億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、日本経済再生に向けた緊急経済対策等の趣旨も踏まえ、我が国の優れた技術を活用した形で、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう意を用いました。

(a) アジア地域

平成24年度は、円借款供与総額の約86%がアジア地域に対するものでした。主な供与国は、インド、ベトナム、ミャンマー、及びバングラデシュでした。円借款支援として、以下のような支援協力を行いました。

(i) ベトナム支援

平成25年1月16日、日越首脳会談において、我が国は、ベトナムへの最大の援助国として、ベトナムの経済社会発展を引き続き支援し、総額約466億円の円借款の供与を表明しました。平成24年度全体では、12件総額約2,029億円の円借款供与を決定しました。なお、ベトナムに対しては、インフラ案件のみならず、日系企業のベトナムでの活動に資する支援を行っており、平成24年度からは、世界銀行と協調融資で投資環境整備や同国のマクロ経済状況改善に資する金融セクター改革や国営企業改革に焦点を当てた新たなプログラムローン（経済運営・競争力強化借款（EMCC：Economic Management and Competitiveness Credit））を開始しています。

(ii) ミャンマー支援

ミャンマーが民政移管以降、民主化・国民和解・経済改革を急ピッチ進めてきていることを踏まえ、我が国は、平成24年4月、日ミャンマー首脳会談で、延滞債務問題を包括的に解決する道筋に関して合意し、同年10月には、ミャンマーに関する東京会合を主催して国際社会の議論をリードしてきました。その結果、平成25年1月、ブリッジローンを活用した返済や債務免除等により、ミャンマーの世銀・ADB及び円借款に対する延滞債務が解消され、同年3月には、本格支援の第一弾として、510.5億円の円借款による支援にコミットしました。同月には、1月に供与したプログラム・ローン（円借款）に関する第1回日・ミャンマー政府間モニタリング会合を開催し、ミャンマーが取り組む政策課題の実施状況に関して意見交換を行いました。

(b) MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsとの協調融資を行っており、民間セクター開発等の分野へ支援を行っています。

(i) EPSAイニシアティブ

アフリカにおける民間主導の経済成長を実現することを目的として、我が国がアフリカ開発銀行との共同イニシアティブとして発表した、EPSA（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa）の枠組みの下、平成24年度はザンビア・ボツワナに対する円借款（約116億円）を供与しました。

また、これまでの実績を踏まえ、平成24年5月のG8キャンプ・デービット・サミットに際して、新たに5年間で10億ドルの円借款供与を表明し、その際、JICA調達規則の適用拡大や協調融資案件に係る監理手数料の半減等に関して、

アフリカ開発銀行と合意しました。

(ii) IDB協調融資スキーム (CORE)

我が国は、中南米における気候変動対策の促進のため、米州開発銀行 (IDB) との間で省エネルギー・再生可能エネルギー分野に関して協調融資を行う枠組 CORE (コア : Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency) の下、平成25年3月、第一号案件として、コスタリカのグアナカステ地熱開発に対して約560億円の円借款供与を決定しました。

今後も引き続き、この枠組みに基づく具体的な案件の組成を図っていきます。

○参考指標 6-2-1 : 円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位 : 億円、件数)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
金額	8,443	9,797	4,716	10,622	12,265
件数	52	62	34	68	53

(出所) 国際局開発政策課 (参事官室) 調

(注) 数字はE/Nベース (債務救済を含まない)。

円借款実施状況 (地域別) の推移

(金額単位 : 億円、シェア : %)

	平成20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
アジア	6,632	78.5	6,606	67.4	3,110	65.9	8,478	79.8	10,548	86.0
ASEAN	3,045	36.1	3,408	34.8	2,052	43.5	4,345	40.9	4,791	39.1
中央アジア・コーカサス	433	5.1	177	1.8	338	7.2	181	1.7	-	-
中東・北アフリカ	604	7.2	1,552	15.8	421	8.9	943	8.9	901	7.3
サブサハラ	442	5.2	534	5.5	508	10.8	161	1.5	472	3.8
中南米	221	2.6	299	3.1	339	7.2	576	5.4	211	1.7
大洋州	-	-	83	0.8	-	-	-	-	133	1.1
欧州	111	1.3	545	5.6	-	-	283	2.7	-	-
合計	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0

(出所) 国際局開発政策課 (参事官室) 調

(注1) 数字はE/Nベース (債務救済を含まない)。

(注2) 地域分類は外務省による。

(注3) アフリカ開発銀行はサブサハラに分類。

□ JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資に関して、具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールのか詰めを行う「パイロットアプローチ」の下、具体的な案件審査と制度設計等に取り組んできたことを踏まえ、平成24年10月に本格再開を決定しました。

ハ JBIC業務

平成24年度のJBIC出融資および保証の承諾額合計は4兆2,410億円で、対前年度比で2兆6,450億円（166%）増加しています。このうち、出融資承諾額は3兆9,377億円で、対前年度比で2兆5,704億円（188%）増加しています。また、保証承諾額は3,033億円で、前年度比で747億円（33%）増加しています。地域別出融資承諾額では豪州・大洋州向けが最も多く全体の26%を占めています。

なお、外為特会の外貨資金をJBICを経由して活用する「円高対応緊急ファシリティ」は、日本企業による海外企業の買収や資源・エネルギーの確保等を促進し、長期的な国富の増大等を図るものであり、ファシリティ創設からの実績は64件、約4兆円となっています。

また、メキシコ、カタール、インドネシア、チュニジアの各政府等が日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債を発行する際、これを円滑に行えるようJBICが支援を行い、平成24年度のJBICによる保証・一部取得を通じたサムライ債の発行額は2,500億円となりました。

ニ JBICの機能強化

平成24年4月、JBICは日本政策金融公庫から分離して新たな組織となり、今後の経済成長の大きな柱である我が国企業による海外展開を積極的に支援すべく機能強化されました。これを受け、平成24年度は円高対応緊急ファシリティのM&A案件などを積極的に支援すると共に、リスクマネー供給のため「海外展開支援出資ファシリティ」を創設しました（出資規模2,000億円）。なお、円高対応緊急ファシリティは3月末に期限を迎えましたが、これを「海外展開支援融資ファシリティ」に発展的に改編し、4月以降も日本企業の海外展開支援を更に拡充することとしました。

○参考指標 6-2-2：JBICによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）

出融資および保証承諾状況

（承諾ベース、単位：億円、件数）

	平成20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	183	20,853	194	26,441	104	11,079	130	13,658	213	38,634
輸出金融	24	277	46	979	35	1,512	40	2,079	40	1,267
輸入金融	2	155	1	82	1	1,695	3	1,726	4	3,043
投資金融	149	18,166	134	21,937	60	7,103	84	9,620	157	31,386
事業開発等金融等	8	2,255	13	3,443	8	768	3	232	12	2,938
保 証	30	5,230	22	7,080	26	6,382	15	2,286	21	3,033
出 資	5	857	5	130	3	198	1	15	8	744
合 計	218	26,940	221	33,651	133	17,659	146	15,959	242	42,410

（出所）国際協力銀行調

（注）四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
アジア	3,412	5,365	1,041	2,561	3,904
(東南アジア)	(2,693)	(4,320)	(538)	(2,174)	(3,259)
大洋州	2,561	1,754	84	1,705	10,057
中央アジア	-	1,009	-	-	335
ヨーロッパ	6,016	4,804	625	2,167	6,606
中東	2,101	1,027	2,102	1,400	2,165
アフリカ	965	258	664	33	594
北米	2,158	2,884	746	495	6,596
中南米	2,695	2,628	1,846	3,578	7,576
国際機関等	-	92	149	94	-
その他	1,802	6,751	4,020	1,639	1,543
合計	21,709	26,572	11,277	13,673	39,377

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
アジア	849	2,107	1,175	138	897
(東南アジア)	(758)	(2,081)	(912)	(49)	(818)
大洋州	-	-	-	-	-
中央アジア	-	29	-	-	-
ヨーロッパ	47	380	-	-	-
中東	-	-	1,958	900	895
アフリカ	170	-	-	-	250
北米	2,156	2,076	739	641	512
中南米	2,008	2,488	2,416	577	479
国際機関等	-	-	94	29	-
その他	-	-	-	-	-
合計	5,230	7,080	6,382	2,286	3,033

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

② MDBsを通じた支援

イ MDBsとの協調・連携

平成24年度においては、10月に東京で開催されたIMF・世界銀行年次総会の機会を捉え、仙台において、世銀と共に「防災と開発に関する仙台会合」を開催し、開発を進めるにあたって、防災対策が重要であることを確認しました。例えば、大規模な自然災害が発生すれば、事前に対策を講ずる余裕のない貧困層に偏った形で被害が生ずる惧れがあります。また、一旦、大規模な自然災害が発生すれば、長年にわたる開発の努力が水泡に帰し、貴い人命が多数失われることにもなりかねません。加えて、自然災害が発生してから復旧を行うよりは、あらかじめ被害の程度を抑制・緩和するための方策（防災対策）を講じた方がトータルとしてのコストが小さいことが強調されました。こうした点は仙台ステートメントや世銀・IMF合同開発委員会のコミュ

ニケにも盛り込まれています。

また、平成24年10月、アフリカ開発銀行は、アジア代表事務所を東京に開設しました。本事務所は、今後、我が国とアフリカ開発銀行との協力関係のさらなる発展に加え、アフリカとアジアの架け橋として大きな役割を果たすことを期待されています。このほか、MDBsパンフレットの作成等を通じ、これらの機関を通じた開発援助に関して、広く一般に紹介するように努めました。

(http://www.mof.go.jp/international_policy/publication/mdbs2013/index.html)

◎業績指標 6-2-1：MDBsとの政策協議・開発問題研究会の開催回数（単位：回）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
					目標値	実績値
開催回数	42	43	44	45	45以上	45

(出所) 国際局開発機関課調

(注1) 総会及びそれに準じる規模の会合その他の課長レベル以上が対応する政策協議（個別面会を除く）及び、開発問題研究会の回数。

(注2) 開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、MDBs職員（幹部含む）等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員（課長以上含む）との間で意見交換・議論を行うもの。

○参考指標6-2-3：MDBsに対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	7.2% (第2位)	18.9% (第2位)	6.0% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.7	20.7	24.0	18.4
独	4.2	10.7	5.4	5.1
英	3.9	11.2	4.8	4.8
仏	3.9	7.0	4.8	4.8

	アジア開発銀行	
	通常資本 (OCR)	アジア開発基金 (ADF)
日 (順位)	15.7% (第1位)	37.3% (第1位)
米	15.7	15.5
独	4.3	6.2
英	2.1	4.7
仏	2.3	4.6

	米州開発銀行グループ			
	米州開発銀行			米州投資公社 (I I C)
	通常資本 (O C)	特別業務基金 (F S O)	多数国間投資資金 (M I F)	
日 (順位)	5.0% (第6位)	6.1% (第2位)	32.3% (第2位)	3.5% (第6位)
米	30.0	49.6	36.9	23.2
独	1.9	2.4	—	1.9
英	1.0	1.8	1.3	—
仏	1.9	2.3	0.9	3.1

	アフリカ開発銀行グループ	
	アフリカ開発銀行 (A f D B)	アフリカ開発基金 (A f D F)
日 (順位)	5.5% (第3位)	10.9% (第2位)
米	6.6	11.6
独	4.1	10.1
英	1.7	8.9
仏	3.8	10.1

	欧州復興開発銀行 (E B R D)
日 (順位)	9.0% (第2位)
米	7.4
独	9.0
英	9.0
仏	9.0

(出所) 各機関年次報告書(平成24年4月現在における最新版。但し、国際復興開発銀行(I B R D)を除く)
(注) 国際復興開発銀行(I B R D)の出資シェアに関しては、2011年3月に決定された増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

ロ M D B s に設けた日本信託基金を通じた支援

M D B s は、加盟国からの出資を基に長期の開発資金を供与していますが、そうした支援が効果的に実施されるためには、技術協力等を通じて途上国の能力構築を図っていく必要があります。また、貧困層向けのコミュニティ・ベースの支援など革新的な援助手法の導入に当たっては、途上国の現場で、試行的な取組を行う必要があります。

こうした様々なニーズに応えるための追加的な資金を各国から得るための手法として、M D B s は信託基金を活用してきました。

平成24年度においては、防災対策、アフリカ支援(我が国とアフリカの関係強化のために外務省が中心となって、政府全体として、すすめているT I C A D (アフリカ開発会議)の一環として位置付け)等を実施しました。

○参考指標6-2-4 : M D B s 等に対する拠出金

(単位:億円)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
M D B s	192.3	177.7	215.6	165.4	211.7
世界銀行グループ	99.5	85.8	111.0	92.8	130.1
アジア開発銀行	75.4	69.2	86.9	79.2	66.0
米州開発銀行	11.6	9.4	8.8	5.6	4.9
アフリカ開発銀行	1.4	9.4	2.1	1.9	1.4
欧州復興開発銀行	4.4	3.9	6.9	0.5	0.3
I M F 拠出金	41.2	47.4	33.8	36.6	34.8
合計	233.4	225.1	249.4	202.0	246.5

(出所) 国際局開発機関課調

＜平成24年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例＞

- (a) 世界銀行 : ・政府等への耐震基準等に関する能力強化プロジェクト
(バングラデシュ)
平成24年7月承認(承認額:約300万ドル)
- ・青少年の社会参加支援プロジェクト(ヨルダン)平成24年11月承認(承認額:約300万ドル)
- ・衛生設備改善支援プロジェクト(ガーナ)
平成24年12月承認(承認額:約300万ドル)
- (b) アジア開発銀行 : ・農業備蓄倉庫の整備及び農業生産・管理能力強化支援(アフガニスタン)
平成24年7月承認(承認額:1,850万ドル)
- ・人工衛星を活用した農業データの収集・分析支援(リージョナル)
平成24年11月承認(承認額:200万ドル)
- ・送配電網整備に向けた調査(ミャンマー)
平成25年1月承認(承認額:150万ドル)

③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

我が国は、開発途上国における環境の保全・改善のため、二国間・多国間の協力を進めています。二国間の取組としてインドネシアやベトナムなどの気候変動対策に積極的に取り組んでいる途上国に対して、JICAを通じて気候変動対策円借款の供与を行っている他、JBICを活用して、途上国で省エネ設備の導入等環境保全効果を有する事業に必要な資金を民間金融機関や国際機関と協調して融資するといった環境投資を積極的に支援しました。

多国間の取組としては、気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)で基本設計文書に合意した緑の気候基金(GCF:Green Climate Fund)の理事会が平成24年8月より始まり、我が国は理事として基金の制度設計等の議論に積極的に参加しました。また、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ(GEF)及び気候投資基金(CIF)を通じた支援にも取り組んでいます。GEFは、生物多様性、気候変動等の地球環境分野において途上国の取組を支援することを目的に、CIFは途上国の気候変動対策支援を目的にそれぞれ設立された多国間資金メカニズムです。我が国は、これらの基金の主要な拠出国として、運営の改革・改善やプロジェクトの進捗の議論に積極的に参画しました。なお、GEFに関しては、平成24年8月、石井菜穂子元副財務官がCEOに就任しました。

その他、島嶼国(ドミニカ国等)の気候変動対策支援等にも取り組みました。

施策 6-2-3 : 債務問題への取組

[平成24年度実施計画]

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries : H I P C s）に対しては、「拡大H I P Cイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大H I P Cイニシアティブの着実な進捗等、債務問題の解決に向け引き続き取り組みます。

また、IMFや世界銀行は、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。財務省としても、債務持続性を脆弱なものとする非譲許的借入などの途上国が直面する債務に関する諸問題について、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参加していきます。

[事務運営の報告]

① パリクラブ債務救済の実績

平成24年度においては、5件の合意が成立しました。

(参考) 平成24年度のパリクラブ合意

年月	国名	パリクラブ合意内容	我が国の対応
平成24年5月	セントクリストファー・ネイビス	クラシックターム	対象債権なし
24年6月	コートジボワール	ケルンターム	二国間合意文書締結済
24年10月	ギニア	ケルンターム	二国間合意文書締結準備中
25年1月	ミャンマー	アドホック	二国間合意文書締結済
25年2月	コモロ	ケルンターム	対象債権なし

② 拡大H I P Cイニシアティブ

過剰な対外債務を負ったままでは、途上国の経済開発を持続的に進めることはできません。こうした観点に立ち、国際社会全体として、拡大H I P Cイニシアティブを推進しています。これは、H I P C sがIMFの経済構造改革プログラムの実施や、「貧困削減戦略ペーパー」(Poverty Reduction Strategy Paper: P R S P)の作成等に取り組むことを条件に、大幅な債務削減を実施するものです。

我が国は、他のG7諸国とともに、拡大H I P Cイニシアティブを超えた自発的な措置として、完了時点(注)に到達したH I P C sの債務を全額放棄しています。現在、完了時点到達国は全体で35か国となっています。

(注) 完了時点(Completion Point : C P)とは、拡大H I P Cイニシアティブの適用対象国が、世銀・IMF理事会において、上記プログラムの着実な実施や貧困削減戦略ペーパーの完成などの条件を満たしたと承認される時点のことです。

施策 6-2-4 : 知的支援**[平成24年度実施計画]**

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象にした日本の経済財政政策等についての研修・セミナー、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等の研究交流、さらに開発途上国の財政・税制・金融等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）等の国際機関や、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。特に、開発途上国の税関における知的財産侵害物品の水際取締能力の向上を図るため、WCOの枠組みを通じた支援に積極的に取り組んでいきます。同時にこれまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、業績指標として設定しました。また、その目標値について、平成23年度は「70%以上」としていましたが、知的支援の効果・有効性の向上をより一層図っていく観点から、平成24年度の目標値を「80%以上」に引き上げます。

[事務運営の報告]

開発途上国が発展段階や経済構造に応じて適切な経済社会制度の設計及び運用を行うことは、その国が今後、経済発展を遂げる上で非常に重要です。平成24年度は、経済・社会開発の担い手となる開発途上国の政策担当者等に対する人材育成を目的とした研修・セミナーや開発途上国に専門的なアドバイスをするための専門家派遣、開発途上国が抱える政策課題等に関してのワークショップを実施しました。

実施に際しては、相手国政府の現地担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等へのヒアリング等を通じて、事前に相手国の要望や現状を的確に把握するとともに、今後の研修・セミナーの内容の改善を図るため、終了時に参加者との協議やアンケートを実施しました。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術協力に関する要望等を把握することを目的に、現地へ専門家を派遣した機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施しました。

このように、平成24年度は、国際協力・交流の推進に積極的に取り組むとともに、技術協力の相手先から把握した要望や意見に即した効果的・効率的な支援になるよう取り組みました。

平成24年8月には、ミャンマー政府からの要請に基づき、ミャンマー中央銀行と証券取引法令の策定及び関連する人材育成支援に関する覚書を結び、平成27年（2015年）までの証券取引所設立に向けた資本市場育成支援を行っています。

開発途上国の税関当局が、関税等の適正・公平な課税、安全・安心な社会の確保、貿易の円滑化といった使命を果たしていくためには、税関の改革・近代化が非常に重要です。平成24年度は、税関の改革・近代化に取り組んでいる開発途上国税関当局が抱えるそれぞれの課題を把握した上で、支援対象国と支援分野の重点化を図った研修を計画し、本邦受

入研修や専門家派遣を実施しました。支援の分野に関しては、関税評価や知的財産の保護、輸出入貨物のリスク判定能力等、税関当局として税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化のために必要な技術的分野を重点的に支援する分野とし、特に、知的財産の保護に関しては、WCOの枠組みを通じ、専門家派遣等に積極的に取り組み、税関当局間の連携強化等を図りました。

支援対象国に関しては、各国税関当局の改革・近代化を実施する能力に配慮しつつ、「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想によりASEAN諸国を重点支援地域としました。平成24年度において開催した研修・セミナーは以下のとおりです。

【財務総合政策研究所による知的支援】

	平成24年度の実施状況
財政経済セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、グループワーク指導等を行いました。
中央アジア・コーカサス夏期セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を対象に、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサス夏期セミナー（上述）へ招へいしました。 ・同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。
ラオス開発銀行支援（中小企業金融分野）	<ul style="list-style-type: none"> ・ラオス開発銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトである「人材育成と融資業務の改善」に関して、平成23年6月に締結した技術協力に関する覚書に基づき、日本招へい研修や現地セミナーを実施し、信用調査及び債権管理手法に関して講義を行いました。
ミャンマー資本市場育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年8月、ミャンマー中央銀行と資本市場育成支援に関する覚書を締結しました。同覚書に基づき、日本の証券市場に関する学識者及び実務家で組織した日本側ワーキンググループによるミャンマー側ワーキンググループの証券取引関係法令の策定への助言、日本招へい研修を実施しました。

【財務省関税局による知的支援】

		平成24年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・ASEAN諸国を中心に、国別研修と専門家派遣を連動させ支援分野の重点化・絞込みに努め、相手国の実情により即した受入研修を実施しました。
	JICAプログラム	・JICAと協力して、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー及び地域別や国別の研修を実施しました。
	WCOプログラム	・WCOに加入している開発途上国の税関当局の中堅職員に対し、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。 ・WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・受入研修との連動に努めつつ、東アジアの国及び南部アフリカに、貿易円滑化、関税分類、関税評価等の分野の専門家派遣を実施しました。
	JICAプログラム	・カンボジア関税消費税局、インドネシア経済担当調整大臣府、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ベトナム関税局、ボツワナ歳入庁及びケニア歳入庁等に加え、新たにミャンマー関税局、タイ関税局、西アフリカ経済通貨同盟事務局へ長期専門家を派遣しました。また、各国からの要請に基づき短期専門家の派遣を実施しました。
	WCOプログラム	・WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、関税評価、知的財産の保護等に関する地域セミナー等を実施し、専門家を派遣しました。

◎業績指標 6-2-2：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度 (単位：%)

	平成22年度	23年度	24年度	
			目標	実績
研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合	98.4%	98.0%	80%以上	98.6%

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所国際交流室調

(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要に関してはP421参照。

(注2) 数値(割合)はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

○参考指標 6-2-5：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

（単位：件、人）

		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
コース数	財務総研	5	4	2	3	4
	関税局	27	41	37	31	27
	合計	32	45	39	34	31
受入人数	財務総研	58	42	38	38	62
	関税局	262	376	422	226	316
	合計	320	418	460	264	378

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

[専門家派遣の実績]（財務総研分）

（単位：件、人）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
案件数	16	11	11	11	13
派遣人数	48	47	46	45	59

（出所）財務総合政策研究所調

（注）専門家派遣には現地セミナーを含む。

[専門家派遣及び地域セミナーの実績]（関税局分）

（単位：人、件）

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
専門家派遣	76	66	69	65	58
セミナー	10	9	21	8	10

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

政策目標に係る予算額：平成24年度予算額：85,128百万円[23年度予算額：72,111百万円]

平成24年度においては、経済協力に必要な経費として、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資経費、アジア開発銀行等拠出経費、二国間技術援助等経費などの予算措置を行いました。

5. 平成23年度政策評価結果の政策への反映状況

「4. 平成24年度の事務運営の報告」の記載のとおりです。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 開発途上国に対する資金の流れ

我が国の平成23年における開発途上国に対する資金の流れの総額（平成25年1月公表の最新値）は、全体として対前年比13,615百万ドル増の61,828百万ドルになりました。我が国から開発途上国に対する資金の流れのうち、7割は民間資金によって占められており、途上国の開発を進めるに当たっては、ODAやその他政府資金（OOF）を活用して、基礎的な経済インフラや制度・政策環境の改善を図ることを通じて、民間投資を促して行くことが極めて重要であると考えられます。

なお、平成23年におけるODA実績は、対前年比190百万ドル減の10,831百万ドル、O

OF実績は対前年比757百万ドル減の2,905百万ドル、民間資金実績は対前年比14,757百万ドル増の47,594百万ドルとなりました。

(注) 実績は全て支出純額(支出総額から回収額を差し引いたもの)。

○参考指標 6-2-6：開発途上国に対する資金の流れ

開発途上国に対する資金の流れ

(百万ドル)

	平成19年	20年	21年	22年	23年
ODA	7,679	9,601	9,467	11,021	10,831
ODA以外の政府資金(OOF)	211	-1,986	8,237	3,662	2,905
民間資金	21,979	23,738	27,217	32,837	47,594
非営利団体による贈与	446	452	533	692	497
総計	30,315	31,805	45,454	48,213	61,828

(出所) 外務省資料、財務省資料

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行(EBRD)向けを除く。なお、平成21年からは欧州開発復興銀行(EBRD)向け拠出金の一部を除く。

(参考) 平成22年、23年における日本の開発途上国に対する資金の流れ

		平成22年	平成23年	
経済協力総額	ODA	無償資金協力	3,464	4,682
		技術協力	3,478	3,534
		贈与		
		政府貸付等	395	-1,624
		国際機関に対する出資・拠出等	3,684	4,239
		ODA計	11,021	10,831
	OOF	輸出信用(1年超)	-1,039	-622
		直接投資金融等	4,217	3,889
		国際機関に対する融資等	485	-362
		OOF計	3,662	2,905
	民間資金	輸出信用(1年超)	2,767	1,853
		直接投資等	21,650	40,315
		その他二国間証券投資等	7,428	5,844
国際機関に対する融資等		992	-419	
	民間資金計	32,837	47,594	
	非営利団体による贈与	692	497	
	資金の流れ総計	48,213	61,828	

ネットベース、単位：百万ドル

(出所) 外務省資料、財務省資料

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行(EBRD)向け拠出金の一部を除く。

(2) MDBs等の活動状況

○参考指標 6-2-7：MDBsの活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	平成20年	21年	22年	23年	24年
農業・漁業・林業	13.6	34.0	26.2	21.3	31.3
教育	19.3	34.5	49.4	17.3	29.6
エネルギー・鉱業	41.8	62.7	99.3	58.1	50.0
金融	15.4	42.4	91.4	9.0	17.6
保健・その他の社会サービス	16.1	63.0	67.9	67.1	42.0
産業・貿易	15.4	28.1	12.5	21.7	13.5
情報・通信	0.6	3.3	1.5	6.4	1.6
法務・司法・行政	53.0	94.9	108.3	96.7	87.3
運輸	48.3	62.6	90.0	86.4	44.5
上下水・治水	23.6	43.6	41.0	46.2	36.1
合計	247.0	469.1	587.5	430.1	353.4

(出所) 世界銀行年次報告書

(注1) 世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

(注2) 国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	平成20年	21年	22年	23年	24年
農業・天然資源	4.4	4.4	6.1	8.4	10.4
エネルギー	24.6	21.3	24.5	39.4	26.0
金融	1.2	5.1	12.6	1.8	7.8
産業・貿易	1.7	1.0	1.0	0.0	1.8
教育	1.3	0.9	0.7	5.4	2.8
保健・社会保障	2.1	0.9	1.8	0.2	0.7
給水・衛生・廃棄物処理	4.0	8.1	6.1	11.8	12.1
運輸・通信	27.3	23.5	38.3	36.0	36.7
公共政策	19.5	53.1	8.9	5.3	14.4
多目的	18.8	14.1	15.5	17.7	4.6
合計	104.9	132.3	114.6	126.1	117.2

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注1) アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

(注2) アジア開発基金分を含む（グラント除く）。

(3) MDBsにおける日本人職員数等

日本人は様々な分野で活動しています。例えば世銀グループの多国間投資保証機関（MIGA）の長官として、小林いずみ氏（平成25年7月15日付で本田桂子氏が就任予定）、地球環境ファシリティ（GEF）のCEOとして石井菜穂子氏、アジア開発銀行（ADB）の総裁として、中尾武彦氏が務めています。

我が国としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsと協力しながら、例えば、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの来日を求め、日本国内の採用活動の実施を促すことや、将来の正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを設けるなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行グループ	アジア開発銀行	米州開発銀行グループ	アフリカ開発銀行	欧州復興開発銀行
日本人職員数	平成23年12月	102	137	17	3	15
	24年12月	101	148	5	5	16
日本人幹部職員数 (24年12月)		7	7	3	1	2
日本人比率		2.1%	14.0%	1.0%	0.6%	1.3%

(出所) 各機関資料、理事室調べ

(注1) 世界銀行グループに関して、日本人職員数の平成23年12月の行は平成23年6月末現在、日本人職員数の平成24年12月の行及び日本人幹部職員数は平成24年6月末、日本人比率に関しては、平成24年6月末現在の数値。

(注2) 日本人幹部職員数は局長以上を指す。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 企画立案に向けた提言

① ODAの効率的・戦略的な活用

これまでにパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合で行われた議論等を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助方針の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。

② 有償資金協力

円借款業務に関しては、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係省と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組んでいきます。

平成25年度に関しては、アジアを中心とする開発途上国の経済・社会開発に寄与し、我が国との経済交流を促進すること等を目指して、円借款供与を実施していきます。その際、日本経済再生に向けた緊急経済対策等の趣旨を踏まえ、我が国の優れた技術の活用が図られるよう、意を用いてまいります。JICAの海外投融資に関しては、その本格再開が決定したことを踏まえ、財務省としても、開発効果の高い案件を着実に実施するとともに、実施体制や案件選択の方法等に関して随時レビューを行い、必要な改善を行ってまいります。

③ 国際協力銀行業務

国際協力銀行（J B I C）業務に関しては、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に取り組んでいきます。また、日本経済再生に向けた民間投資を喚起するための成長戦略として重要な柱の一つである日本企業の海外展開支援として、J B I Cによる「海外展開支援出資ファシリティ」と「海外展開支援融資ファシリティ」を車の両輪として日本企業の海外展開支援も推進していきます。

④ M D B s を通じた支援

M D B s に関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国の O D A 政策・開発理念を M D B s の政策に反映させ、また、我が国の開発援助に M D B s の専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進等を図ることにより、支援の効率性・有効性を高める M D B s の取組を積極的に支援していきます。

また、M D B s を通じた開発援助に関して、広く一般に紹介していきます。

⑤ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全・改善を支援する観点から、資金に関する国連の気候変動交渉をフォローするとともに、これまで我が国がこれまで行ってきた二国間・多国間の支援を引き続き実施していきます。具体的には、我が国が主要な拠出国となっている G E F 及び C I F の運営や、C O P 17 で基本設計文書に合意した緑の気候基金（G C F : Green Climate Fund）の詳細設計に係る議論に、積極的に参画していきます。

⑥ 債務救済への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリクラブの一員として、途上国の支払能力や今後の債務持続性の見通しなどを踏まえた適切な債務救済を行うべく、合意形成に向けた議論に積極的に参加します。

H I P C s に関しては、拡大 H I P C イニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、構造改革を実施した H I P C s に対する債務問題の解決を図るとともに、貧困削減への取組を支援します。

中所得国に関しては、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処します。

債務国の債務持続性枠組みや拡大 H I P C イニシアティブ等債務問題一般に関しては、世界銀行・I M F 等の枠組みでの議論に積極的に参加します。

⑦ 知的支援

研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、今後も相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに引き続き努めていきます。また、開発途上国が抱える政策課題等に関するワークショップ等も行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウの提供に努め、政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

さらに、効果的な技術協力の実現のために、引き続き、我が国の財政・経済分野の技術協力関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めます。

開発途上国の税関職員に対する技術協力に関しては、日系企業の海外展開支援の観点と、各国からの支援要望分野及び各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、貿易の円滑化と、税収の確保や適正な水際取締りをバランスよく実施できるような技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を支援することを目的として研修・セミナー、専門家派遣の実施に取り組んでいきます。また、WCOを通じ、途上国税関における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力向上に向けた知的支援を一層推進します。

(2) 平成26年度予算要求等への反映

平成24年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成26年度予算要求において、必要な経費の確保に努めていきます。